

# 消費者トラブル注意報

Vol.20



## 「お試し」のつもりが「定期購入」に? 低価格をうたう通信販売に「注意を

インターネットで「お試し価格」「初回無料」などと表示している広告を見て、商品を購入したら、実際は「定期購入契約」だったというトラブルが増えています。契約の表示が分かりにくい場合もあり注意が必要です。

### 《事例》

○インターネットで「初回お試し価格500円」という健康食品の広告を見てスマートフォンから注文した。ところが、商品に同封されていた請求書に「定期購入で2回目以降は4千円。5回以上継続しないと解約できない」と書かれていた。事業者に連絡すると、「ウェブサイトに定期購入と記載している」と言われ、確認したところ画面の下に小さく記載されていた。解約したいと伝えると、「定期購入期間内は解約できない。どうしてもやめるなら、初回購入分から通常価格の5千円になる」と言われた。

### 《アドバイス》

○商品注文前には、①事業者名・連絡先②定期購入が条件になっているかどうか③定期



購入期間内に解約が可能かどうか④解約の申し出先や方法を確認しましょう。

○定期購入が条件であることが小さい文字で表示されていたり、注文画面とは別のページに表示されたりしている場合があります。画面の小さいスマートフォンなどから注文するときは注意しましょう。

### ◆相談・問い合わせ先

匠瑳市消費生活センター(相

談専用電話) ☎74・7007

日時: 原則月・火・木・金曜

日 9時~12時、13時~16時

場所: 市役所3階産業振興課